

平成 28 年 9 月 14 日

日本貸金業協会
事業金融課

貸金業法における「金銭の貸借の媒介」について

貸金業法第 2 条第 1 項では「金銭の貸借の媒介」で業として行うものは貸金業と定められています。平成 27 年 12 月 1 日、貸金業法第 2 条第 1 項の「金銭の貸借の媒介」に関しては、金融庁における一般的な法令解釈が公表されました（以下の〈ご参考 2〉をご参照願います）。これを受けて、本協会のホームページにて平成 27 年 12 月 8 日に「金銭の貸借の媒介に係る法令解釈について」を掲載しております。

金融庁の法令解釈によりますと、以下の行為については、資金の融通を受けたい者、又は資金の融資を行いたい者のいずれかのために行われているかを問わず、原則として、貸金業法第 2 条第 1 項の「金銭の貸借の媒介」に該当するとの解釈が示されております。

- ① 契約の締結の勧誘
- ② 契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 契約の締結に向けた条件交渉

他方、当局公表においては、以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、「金銭の貸借の媒介」に至らない行為といえる場合もあるとの解釈も併せて示されております。

- ① 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等（以下「契約申込書等」）の単なる配布・交付（但し、単なる配布・交付を超えて、配布又は交付する契約申込書等の記載方法等の説明まで行う場合には「金銭の貸借の媒介」に当たることがあり得る。）
- ② 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（但し、単なる受領・回収や、誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には「金銭の貸借の媒介」に当たることがあり得る。）
- ③ 住宅ローン等の説明会における一般的な住宅ローン商品の仕組み・活用法等についての説明

つきましては、当局公表で示された上記の解釈を踏まえ、住宅ローン等の媒介に該当する行為を行おうとする場合には、貸金業の登録（貸金業者の代理店として当該行為を行う場合は代理店としての登録）を行う必要があります。

（注）住宅ローン等の貸付主体が銀行であり、かつ銀行のために当該貸付（手形の割引を含む）に係る契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、銀行代理業の許可を得る必要がありますので、この点ご留意ください（以下の〈ご参考 3〉をご参照ください）。

<ご参考 1>貸金業法抜粋

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。

(登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(無登録営業等の禁止)

第十一条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

2 第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 貸金業を営む旨の表示又は広告をすること。
- 二 貸金業を営む目的をもつて、貸付けの契約の締結について勧誘をすること。

<ご参考 2>平成 27 年 12 月 1 日公表：金融庁ホームページ「法令解釈に係る照会手続」

・ <http://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/index.html#kashikin>

<ご参考 3>銀行法抜粋

第二条

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

第五十二条の三十六

- 1 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。